



東秩父村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

埼玉県秩父郡東秩父村

はじめに

1 趣旨

東秩父村は、平成 22 年 4 月に過疎地域自立促進特別措置法（以下「旧法」という。）第 2 条の規定により、過疎地域として指定され、旧法が令和 3 年 3 月末で期限を迎えたことから、国では、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するため、令和 3 年 4 月に新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」を施行し、引き続き過疎地域として指定された。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

2 対象地域

過疎地域として指定された村全域を対象地域とする。

目 次

1. 基本的な事項.....	7
(1) 東秩父村の概況.....	7
① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要.....	7
② 過疎の状況.....	8
③ 産業構造の変化・地域の経済的な立地特性.....	8
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	9
① 人口の推移と動向.....	9
② 産業別就業人口の推移と動向.....	9
(3) 行財政の状況.....	12
① 行政の状況.....	12
② 財政の状況.....	15
③ 施設整備水準.....	15
④ 今後の財政運営.....	16
(4) 地域の持続的発展の基本方針.....	18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標.....	21
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項.....	22
(7) 計画期間.....	22
(8) 公共施設等総合管理計画との整合.....	22
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	23
(1) 現況と問題点.....	23
(2) その対策.....	23
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	23
3. 産業の振興.....	24
(1) 現況と問題点.....	24
① 農林水産業.....	24
② 商工業.....	25
③ 観光またはレクリエーション.....	25
(2) その対策.....	26
① 農林水産業.....	26
② 商工業.....	26
③ 観光またはレクリエーション.....	27

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	27
4. 地域における情報化	29
(1) 現況と問題点	29
① ICTの推進	29
② 情報通信に関する業務継続計画	29
(2) その対策	29
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	29
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	30
(1) 現況と問題点	30
① 県道・村道・森林管理道	30
② 道路維持管理機器等	30
③ 交通機関	30
(2) その対策	31
① 県道・村道	31
② 降雪時の即応性確保	31
③ 交通機関	31
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	32
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性	32
6. 生活環境の整備	33
(1) 現況と問題点	33
① 水道施設	33
② 環境衛生	33
③ 消防防災・救急	33
(2) その対策	34
① 水道施設	34
② 環境衛生	35
③ 消防防災・救急	35
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）	35
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性	36
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進	37
(1) 現況と問題点	37
① 子育て支援・児童福祉	37
② 高齢者等の保健・福祉	37

(2) その対策.....	38
① 子育て支援・児童福祉.....	38
② 高齢者等の保健・福祉.....	38
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	39
8. 医療の確保.....	40
(1) 現況と問題点.....	40
① 医療の確保.....	40
(2) その対策.....	40
① 医療確保対策の推進.....	40
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	40
9. 教育の振興.....	41
(1) 現況と問題点.....	41
① 教育環境.....	41
② 学校教育等.....	41
③ 集会施設、体育施設、社会教育施設.....	41
④ 生涯学習.....	42
(2) その対策.....	42
① 教育環境・施設等.....	42
② 学校教育等.....	42
③ 集会施設、体育施設、社会教育施設.....	42
④ 生涯学習.....	43
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	43
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	44
10. 集落の整備.....	45
(1) 現況と問題点.....	45
① 自治振興.....	45
(2) その対策.....	45
① 自治振興.....	45
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	46
11. 地域文化の振興等.....	47
(1) 現況と問題点.....	47
① 文化財.....	47

② 地域文化の伝承.....	47
(2) その対策.....	47
① 文化財.....	47
② 地域文化の伝承.....	48
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	48
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性.....	48
1 2. 再生可能エネルギーの利用の推進	49
(1) 現況と問題点.....	49
① 自立可能なエネルギーシステムの構築.....	49
② カーボンニュートラル.....	49
(2) その対策.....	49
① 自立可能なエネルギーシステムの検討.....	49
② 住宅用太陽光発電の補助制度の促進.....	49
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	49
1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	50
(1) 現況と問題点.....	50
① 地籍調査事業.....	50
② 公共施設の維持管理.....	50
(2) その対策.....	50
① 地籍調査事業.....	50
② 公共施設の維持管理.....	51
(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）.....	51

1. 基本的な事項

(1) 東秩父村の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

位置と地勢

本村は、埼玉県の西部に位置し、四方を山に囲まれている。都心から 60 km 圏にあり、東は比企郡小川町、西は秩父郡皆野町、南は秩父市と比企郡ときがわ町、北は大里郡寄居町に接している。東西 7.7km、南北 10.5km で、面積は埼玉県土 (3,797.75 km²) の約 1% に当たる 37.06 km² である。

地勢は、大部分が外秩父山地などの山々に囲まれたほぼ正三角形の地域で、総面積の約 8 割を山林が占める。また、槻川の最上流域でもあり、集落は山の中腹や川沿いに開けている。

気象は、四方を山に囲まれているため、安定的な気候となっているが最近の温暖化の影響により気温の上昇は避けられない状況である。

歴史と沿革

本村の歴史は古く、約 8,000 年前の縄文時代までさかのぼる。村内からは古代の土器や集落跡が多数発見され、なかでも「関場遺跡」は縄文時代後・晩期の石器工場の遺跡で、きわめて貴重な遺跡となっている。

中世には鎌倉時代末、本村を本貫地とする丹党大河原氏が奉納した三振の刀剣のうち、二振（短刀・太刀）は国宝で、一振（太刀）は御物となっている。また、大河原氏、上田氏の本拠地となり、鎌倉時代に開山された浄蓮寺は、戦国時代松山城主上田氏の菩提寺となった古刹で、本村中世文化財の数々の資料がある。

近世には幕領・藩領・旗本領・寺社領に分かれ、和紙や竹縄（たかなわ）が当時、必需品の生産として盛んになり、郷土の伝統工芸として今に伝わっている。平成 26 年 11 月 27 日にユネスコ無形文化遺産に登録された「細川紙」の手漉和紙技術は国重要無形文化財に、製作用具と製品は国重要有形民俗文化財に指定されている。

明治 22 年、7 つの村が合併して大河原村と槻川村の 2 村となり、昭和 31 年、2 村が合併して現在の東秩父村となった。

道路と公共交通機関

主要道路は、本村の中央を槻川に沿って走り、秩父市に通じる県道熊谷小川秩父線、中央から北に寄居町へ通じる県道坂本寄居線、坂本から栗和田を通り秩父高原牧場へ上る県道三沢坂本線が基幹道路となっている。

公共交通機関としては、鉄道はないが、平成 28 年 10 月 1 日より、公共交通再編を実施し、和紙の里から寄居駅まで運行していた村営バスを廃止し、白石地区から小川町駅まで運行している民間バスへ統合させた運行を行っている。その民間バスは J R、東武鉄道、秩父鉄道へと接続している。

社会・経済

令和4年度の市町村民経済計算によると、一人当たりの村民所得は1,918千円であり、県平均の3,138千円に対して61.1%の所得となっている。

土地利用については、総面積の79.7%を山林が占めており、田・畑はわずか4.5%である。

村の基幹産業である農業は、生産年齢人口の流出により厳しい状況となっており、販売農家は、農業経営体の数、経営耕地面積ともに減少している。

槻川沿いの地域では、清流を利用した紙漉きがかつて盛んに行われており、大正11年の「埼玉県紙業一斑」によれば、紙漉き農家数は安戸83戸、御堂52戸、奥沢47戸、坂本4戸となっており、全戸数に対する比率では奥沢が最も高く、約7割の農家が紙漉きを行っていた。昭和59年に紙漉きの技術を守り伝える「和紙の里」を整備し、平成28年に道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」としてリニューアルするなど、交流人口の増加を図った。

また、施設内イベントについては、昭和61年に「和紙の里文化フェスティバル」、平成16年に「版画フォーラム」、平成29年からは「和紙フェス」などが団体の主催により開催され、和紙の伝統的な文化を継承するとともに、新たな文化の創造を進めている。

また、清流や緑の山々など豊かな自然環境を活かし、花桃や山ツツジなどの花の名所、キャンプ場、秩父高原牧場など、観光拠点の充実に取り組み、多くの日帰り観光客で賑わっている。

② 過疎の状況

本村の人口は、高度経済成長以後減少が始まり、平成17年に3,795人（国勢調査）となり、平成22年4月に過疎地域の指定を受けた。

村では交通通信体系の整備、教育文化施設の整備、生活環境の整備、産業の振興等を積極的に進めてきた。しかし、若年層の就労の場の不足、公共交通機関整備等の遅れによる生活の不便性から、人口の減少は更に進行し、一人暮らし高齢者及び高齢者夫婦のみの世帯の割合も高くなり、相互扶助など集落の基礎的な機能が困難になるなど、以前にも増して厳しい問題に直面している。

そこで、東秩父村総合振興計画等に基づき、持続的な発展を図っていかなければならない。

③ 産業構造の変化・地域の経済的な立地特性

農業は村の基幹産業であったが、衰退傾向にある。しかし、従来からの野菜、こんにゃく、麦等に加え、花卉、果樹の栽培が行われ、花卉においては、組合を組織して共同で出荷に当たっている。また、果樹の栽培は、みかんの他、ブルーベリー、プラム等を栽培している農家があり、多品種・多品目にわたっている。

村の総面積37.06km²のうち、29.5km²、79.7%が山林である。昭和45年頃までは、木炭の産地であったが、今ではほとんど「炭焼き」は見られない。農林業の発展は、村の産業振興上重要な部分を占めており、今後も付加価値の高い農林業を育成すると

ともに、観光等で村を訪れる交流人口を対象とした農林産物の直販施設、果樹の摘み取り園、観光農園等の整備・充実を図っていく必要がある。

商工業を取巻く状況は厳しさを増しており、村内には金属加工、自動車整備等の工場があるが、事業所数、従業者数、出荷額ともに減少傾向にある。事業の継続を支援するとともに、多様化する業種や働き方に対する環境等の整備が必要である。

観光業は、「和紙の里」を拠点とした個性ある観光地づくりを進め、平成 28 年 10 月 7 日付で、埼玉県内 20 番目の「道の駅」として、「和紙の里ひがしちちぶ」がリニューアルオープンし、路線バスのバスターミナルや農産物直売所、トータルサポートセンターを整備した。その他、花桃、ツツジ、アジサイ等、四季折々の花の名所に、多くの観光客が訪れている。今後は、これらの観光資源のネットワーク化を図るとともに、特産品開発、直売施設の充実等を進め、「観光の村東秩父」をアピールする。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

本村の令和 2 年国勢調査の人口は 2,709 人であり、昭和 55 年の 4,704 人と比較して 1,995 人減少し、減少率は 42.4%となっている。人口の減少率を 5 年間ごとに見ると、昭和 55 年から 60 年は▲2.36%、昭和 60 年から平成 2 年は▲2.24%となった。その後、減少率は高くなり、平成 17 年から 22 年は▲11.78%、平成 22 年から 27 年は▲12.96%、平成 27 年から令和 2 年は▲7.04%の減少率となっている。これは、地域経済の衰退における人口の減少による社会減と、少子化による自然減の両方が起因していると思われる。

年齢別に見ると、年少人口(0 歳～14 歳)は、昭和 55 年の 1,002 人から令和 2 年には 173 人となり、829 人(減少率 82.7%)の減少となっている。また、若年人口(15 歳～29 歳)は、昭和 55 年の 950 人から令和 2 年には 264 人となり、686 人(減少率 72.2%)の減少となっている。一方、高齢者人口(65 歳以上)は、昭和 55 年の 678 人から令和 2 年には 1,261 人となり、451 人(増加率 46.2%)の増加となっている。

構成比率を見ると、若年者比率は年々減少傾向が続いており、令和 2 年には 9.75%となっている。一方高齢者比率は、年々上昇傾向が続いており、平成 12 年には 26.37%と、村民の 4 人に 1 人が高齢者となり、令和 2 年には 46.55%となった。

(表 1-1 (1) 及び表 1-1 (2) 参照)

② 産業別就業人口の推移と動向

令和 2 年の村の就業者数は、1,296 人(国勢調査)である。平成 22 年の就業者数は 1,500 人であったことから、この 10 年間で、204 人(減少率 13.6%)減少しており、高齢化、過疎化の進行により、今後もこの傾向は続くと思われる。

令和 2 年の産業別就業人口の構成比を見ると、第 3 次産業が 59.8%と半数を超えており、次いで第 2 次産業が 34.4%、第 1 次産業 5.8%となっている。

昭和 55 年から令和 2 年までの 40 年間における産業別就業人口の構成比の変化で最も顕著なのは、第 1 次産業の激減であり、第 1 次産業の就業人口は、昭和 55 年に 306 人であったが、令和 2 年には 71 人となり 76.8%の減少である。農林業従事者の高齢

化、後継者不足等を考慮すると、今後もこの傾向は続くものと思われる。

また、第2次産業は、昭和55年から平成2年までは、2～4%の一桁台の減少率であったが、平成2年から平成7年の14.0%以後は二桁台の減少率となっている。

なお、第3次産業の就業人口は、昭和55年に782人であったが、令和2年には734人となり、6.1%の減少である。高齢化に伴う福祉産業需要の増大、花の名所づくり等観光業の推進など、今後ますます第3次産業が大きな比重を占めることになるが、総人口の減少に伴う就業者数の減少が始まっている。

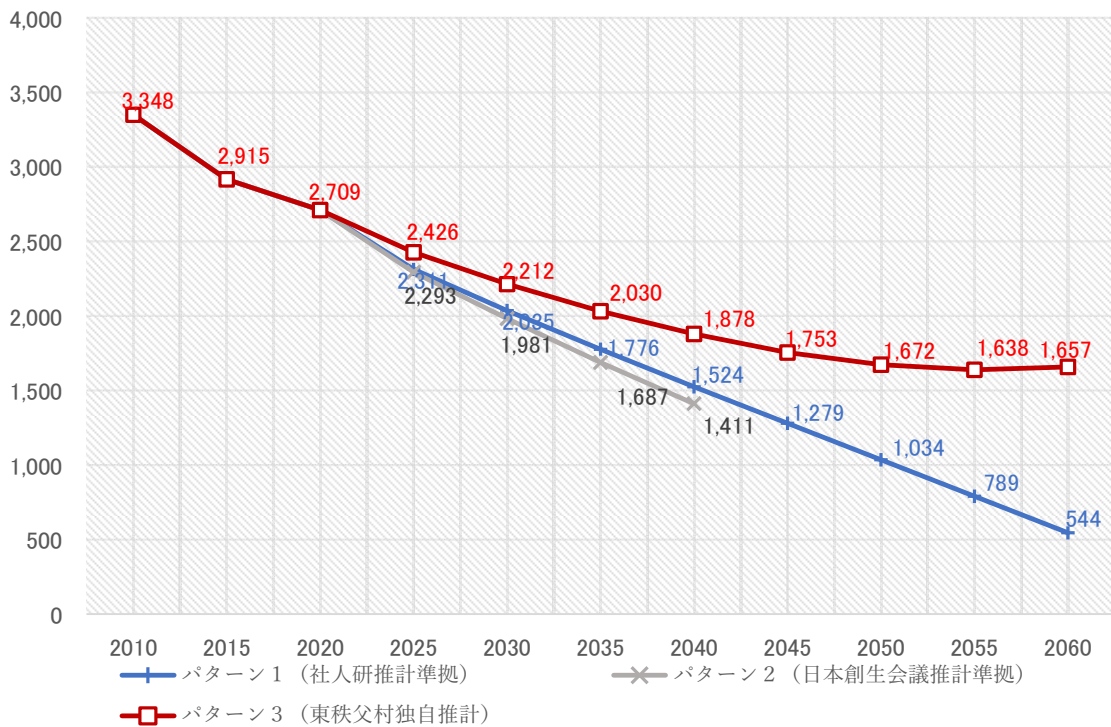
表1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 4,704	% △4.60	人 4,593	% △2.36	人 4,490	% △2.24	人 4,323	% △3.72	人 4,119	% △4.72
0 歳～14 歳	1,002	△5.38	928	△7.39	798	△14.01	672	△15.79	566	△15.77
15 歳～64 歳	3,024	△5.41	2,941	△2.74	2,843	△3.33	2,677	△5.84	2,467	△7.84
うち 15 歳～ 29 歳(a)	950	△15.63	800	△15.79	800	0	780	△2.50	697	△10.64
65 歳以上 (b)	678	0.44	724	6.78	849	17.27	974	14.72	1,086	11.50
(a)／総数 若年者比率	% 20.20	—	% 17.42	—	% 17.82	—	% 18.04	—	% 16.92	—
(b)／総数 高齢者比率	% 14.41	—	% 15.76	—	% 18.91	—	% 22.53	—	% 26.37	—

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	人 3,795	% △7.87	人 3,348	% △11.78	人 2,915	% △12.93	人 2,709	% △7.07
0 歳～14 歳	443	△21.73	324	△26.86	227	△29.94	173	△23.79
15 歳～64 歳	2,281	△7.54	1,963	△13.94	1,643	△16.30	1,275	△22.40
うち 15 歳～ 29 歳(a)	584	△16.21	458	△21.58	359	△21.62	264	△26.46
65 歳以上 (b)	1,071	△1.38	1,061	△0.93	1,045	△1.51	1,261	20.67
(a)／総数 若年者比率	% 15.39	—	% 13.68	—	% 12.32	—	% 9.75	—
(b)／総数 高齢者比率	% 28.22	—	% 31.69	—	% 35.85	—	% 46.55	—

表1-1 (2) 人口の推移 (第6次東秩父村総合振興計画より抜粋)
(人)

東秩父村の将来展望 人口推計 (令和2 (2020) 年再推計)



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計」、第1期東秩父村
まち・ひと・しごと創生総合戦略

(3) 行財政の状況

① 行政の状況

- 1) 昭和 31 年 8 月 大河原村と槻川村が合併し、東秩父村となる。
- 2) 昭和 36 年 4 月 城山保育所を開所する。
- 3) 昭和 38 年 4 月 安戸簡易水道 (帯沢・入山) が竣工となる。
- 4) 昭和 39 年 2 月 小川町ほか 5 か町村衛生組合が設立される。
- 5) 昭和 42 年 4 月 大河原小・大河原中を東小・東中に、槻川小・槻川中を西小・西中に校名を変更する。
- 6) 昭和 45 年 8 月 役場新庁舎竣工、槻川支所を廃止する。
- 7) 昭和 46 年 4 月 小川地区消防組合が設立し、構成団体となる。
- 8) 昭和 48 年 4 月 比企広域市町村圏組合が設立し、構成団体となる。
- 9) 昭和 48 年 4 月 簡易水道拡張により清正公山浄水場が開設される。
- 10) 昭和 48 年 4 月 安戸保育所を開所する。

- 11) 昭和 50 年 4 月 小川地区消防組合東秩父分署が開署される。
- 12) 昭和 50 年 4 月 村営バスの運行を開始する。東・西中学校が統合し、東秩父中学校となる。
- 13) 昭和 51 年 6 月 小川町ほか 5 か町村衛生組合で、ごみ処理を開始する。
- 14) 昭和 52 年 4 月 村営バスが寄居駅まで運行される。
- 15) 昭和 54 年 3 月 西小学校校舎を新設する。
- 16) 昭和 54 年 7 月 県営二本木青少年キャンプセンターが村営となる。
- 17) 昭和 55 年 9 月 村振興計画基本構想を策定する。
- 18) 昭和 56 年 5 月 コミュニティセンター「やまなみ」を開館する。
- 19) 昭和 56 年 10 月 村民憲章を発表する。
- 20) 昭和 57 年 3 月 村国土利用計画を策定する。
- 21) 昭和 57 年 3 月 東小学校校舎を新設する。
- 22) 昭和 59 年 3 月 東秩父和紙振興センターを開業する。
- 23) 昭和 60 年 1 月 東秩父村風土記の郷構想を策定する。
- 24) 昭和 62 年 6 月 細川紙紙漉き家屋を復元する。
- 25) 昭和 63 年 4 月 保健センターを開所する。
- 26) 昭和 63 年 12 月 村づくり基本構想を策定する。
- 27) 平成元年 3 月 村景観整備事業計画を策定する。
- 28) 平成 4 年 1 月 消防組合が合併し、比企広域市町村圏組合となる。
- 29) 平成 6 年 4 月 城山保育園と安戸保育園を統合し、城山保育園舎を新設する。
- 30) 平成 7 年 8 月 和紙の里彫刻の森へ平和祈念碑を建立する。
- 31) 平成 10 年 6 月 高齢者生きがいセンターを新設する。
- 32) 平成 12 年 7 月 多目的グラウンドふれあい広場を新設する。
- 33) 平成 13 年 4 月 第 4 次東秩父村総合振興計画基本構想「和紙の里ひがしちちぶいきいき夢プラン」を策定する。
- 34) 平成 14 年 3 月 西小学校白石分校が休校となる。
- 35) 平成 15 年 3 月 落合保育所が閉所となる。
- 36) 平成 15 年 4 月 村設置型合併処理浄化槽普及促進を開始する。
- 37) 平成 16 年 3 月 村営バス萩平線が廃止となる。
- 38) 平成 17 年 9 月 ふれあいセンター槻川を新設する。
- 39) 平成 17 年 5 月 東秩父村史を刊行する。
- 40) 平成 20 年 3 月 槻川駐在所が移転・新築される。
- 41) 平成 21 年 4 月 子育て支援センターを城山保育園内に設置する。

- 42) 平成 22 年 3 月 西小学校大内沢分校が休校となる。
- 43) 平成 22 年 4 月 過疎地域に指定される。
- 44) 平成 22 年 9 月 マスコットキャラクター「わしのちゃん」が誕生する。
- 45) 平成 23 年 3 月 西小学校白石及び大内沢分校が廃校となる。
- 46) 平成 23 年 4 月 第 5 次東秩父村総合振興計画基本構想「和紙の里ひがしちちぶ元気村づくりプラン」を策定する。
- 47) 平成 23 年 11 月 「花桃の里」に観光トイレを新設する。
- 48) 平成 25 年 2 月 村づくり提案箱を設置する。
- 49) 平成 25 年 4 月 東及び西小学校が合併し槻川小学校となる。
- 50) 平成 26 年 11 月 細川紙が「和紙：日本の手漉和紙技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録となる。
- 51) 平成 27 年 3 月 ふれあい橋が開通する。
- 52) 平成 28 年 4 月 子育て支援センターを保健センター内へ移転する。
- 53) 平成 28 年 10 月 村営バス全線廃止、イーグルバスが路線を引き継ぎ、運行を開始する。
- 54) 平成 28 年 10 月 和紙の里が「道の駅」に登録され、「道の駅和紙の里ひがしちちぶ」となる。
- 55) 平成 28 年 10 月 東秩父村合併 60 周年記念式典を挙げる。
東秩父村和紙の里リニューアル式典を挙げる。
- 56) 平成 29 年 1 月 和光市、小川町、寄居町、東秩父村 1 市 2 町 1 村で相互交流共同宣言を表明する。
- 57) 平成 29 年 7 月 11 月 27 日を「東秩父村手漉き和紙の日」と定める。
- 58) 平成 30 年 4 月 学童保育所が公設民営から公設公営になる。
- 59) 平成 30 年 5 月 消防署東秩父分署が坂本地区から御堂地区へ移転・新築される。
- 60) 平成 31 年 4 月 東秩父村自治基本条例を制定する。
- 61) 令和 元年 6 月 移住体験施設「MuLife」が利用開始となる。
- 62) 令和 2 年 2 月 千葉県長生村と友好都市協定を締結する。
- 63) 令和 3 年 4 月 第 6 次東秩父村総合振興計画基本構想を策定する。
- 64) 令和 4 年 12 月 毛呂山町、越生町、ときがわ町、東秩父村 3 町 1 村でゼロカーボンシティ共同宣言を表明する。
- 65) 令和 5 年 4 月 武蔵野美術大学との地域連携に関する協定を締結する。
- 66) 令和 6 年 1 月 城西大学との相互連携に関する基本協定を

締結する。

- 67) 令和 6 年 2 月 一般社団法人全国古民家再生協会、一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会、東秩父村の三者で空き家等の利活用促進にかかる包括連携に関する協定を締結する。
- 68) 令和 7 年 2 月 大河原駐在所が移転・新築される。

② 財政の状況

村の財政は、昭和 31 年 8 月に 2 村が合併して以来、高度経済成長の後押しもあり予算規模は年々増加し、昭和 40 年度には 76,694 千円であったものが、昭和 50 年度には 737,084 千円、昭和 60 年度は 1,259,000 千円、平成 7 年度は 2,200,000 千円と予算規模は大きく伸びてきた。その後、平成 9 年度の 2,468,000 千円を境に減少に転じ、平成 20 年度は 1,650,000 千円となった。平成 25 年度以降は再び上昇に転じ 1,780,000 千円、令和 6 年度は 2,580,966 千円と伸びている。今後も厳しい財政状況に直面していくと推測される。

また、財政力指数は依然として低数値であり、村税等の自主財源に乏しく、人口減少や高齢世帯の増加により歳入の増加は見込めない状況であり、地方交付税の占める割合は大きく、令和 6 年度決算では 54.3%を占めている。

このような厳しい財政状況において、引き続き産業の振興、生活環境の整備などの諸事業を実施していくためには、村民に求められる事業を精査し、長期展望に立って投資的効果を検証し、今後の財政収支を考慮しながら行政運営にあたっていく必要がある。

(表 1－2 (1) 参照)

③ 施設整備水準

村道は、令和 6 年度末現在延長 245,349mであり、この中には、道幅 2.5m未満の自動車交通不能区間も含まれるため、改良率 19.2%、舗装率 31.3%と整備水準は低い数値となっている。今後も引き続き村道の改良や舗装整備が必要である。

また、水道施設、公共施設や学校施設においては、老朽化が進み、今後の維持管理費の増加が見込まれ、廃止や統合等を行い効率的な利用を推進していくことが求められる。

なお、庁舎については老朽化が進んでいたため、令和 4 年度から新庁舎建設委員会を設置し、検討を重ね、「コミュニティセンターやまなみ」と集約化を行い、令和 7 年度から新庁舎建設工事が開始された。

(表 1－2 (2) 参照)

④ 今後の財政運営

村税収入が慢性的な低下基調にあるなかで、国・地方ともに厳しい財政状況のもと、国・県の補助金や負担金、地方交付税等の先行きも危ぶまれ、財政をとりまく情勢は引き続き厳しい状況である。

こうしたなか、基盤整備や生活関連施設など社会資本の整備及び住民が望む新たなサービスを提供していくために、安定した財政基盤の確立、効率的な行政運営、受益者負担原則の確立、財源の計画的・重点的・効率的配分などとともに、中長期を展望した予算管理や基金・村債の適正な管理による健全な財政運営に努めるものとする。

表 1－2（１）財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度	令和 6 年度
歳 入 総 額 A	2,421,552	2,020,564	3,011,131	2,580,966
一 般 財 源	1,435,591	1,500,246	1,571,615	1,760,743
国 庫 支 出 金	356,447	117,386	529,514	137,472
都道府県支出金	150,599	94,482	189,943	128,051
地 方 債	173,230	74,300	60,300	89,200
うち 過 疎 債	0	0	0	65,000
そ の 他	305,685	234,150	659,759	465,500
歳 出 総 額 B	2,226,390	1,864,830	2,735,849	2,441,802
義 務 的 経 費	717,483	624,285	785,694	904,253
投 資 的 経 費	501,779	195,038	92,340	171,588
うち普通建設事業費	501,779	195,038	92,340	171,588
そ の 他	1,007,128	1,045,507	1,857,815	1,365,961
過疎対策事業費	0	0	0	65,000
歳入歳出差引額 C (A－B)	195,162	155,734	275,282	139,164
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,051	32,306	76,180	35,649
実質収入 C－D	192,111	123,428	199,102	103,515
財 政 力 指 数	0.24	0.199	0.203	0.181
公 債 費 負 担 比 率	9.0	5.6	8.6	7.2
実 質 公 債 費 比 率	5.3	1.4	1.7	3.4
起 債 制 限 費 率	—	—	—	—
経 常 収 支 比 率	93.0	80.4	86.5	85.9
将 来 負 担 比 率	—	—	—	—
地 方 債 現 在 高	1,160,428	1,409,034	1,410,941	1,011,911

表 1－2（２）主要公共施設等の整備状況

区 分	平成22年度末	平成27年度末	令和2年度末	令和6年度末
市町村道（m）	246,715	246,174	245,450	245,349
改良率（％）	19.3	19.5	19.2	19.2
舗装率（％）	30.5	31.2	31.2	31.3
農 道				
延 長（m）	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長（m）	—	—	—	—
林 道				
延 長（m）	24,813	30,400	30,400	30,400
林野1ha当たり林道延長（m）	22.2	23.6	23.6	23.6
水道普及率（％）	98.0	97.9	97.7	97.5
水洗化率（％）	87.7	88.9	93.1	93.3
人口千人当たり病院	—	—	—	—
診療所の病床数（床）	2	—	—	—

（４）地域の持続的発展の基本方針

昭和31年に本村が誕生して以来、村では豊かな自然環境や伝統産業としての紙漉きなど、特色を生かした村づくりを進めてきた。また、総合振興計画に基づくさまざまな事業を展開し、その結果、村道等の公共施設の整備、基幹産業である農林業の振興、和紙の里を拠点とする観光業の振興などが進んだ。

しかし、昭和40年代以後の高度経済成長に伴い、時代の変化に対応した産業が生まれなかったことや生活環境整備の遅れなどから、若者を中心とした人口減少が続いている。加えて、バブル経済の崩壊とそれに引き続く経済の長期停滞状況は、地域産業・経済の伸び悩みとして現れ、雇用環境が一層厳しい状態となっていた。その後、日本経済はITバブルで景気回復するものの、リーマンショックや東日本大震災等の影響により、経済活動が低迷した。その後はアベノミクス効果もあり、平成25年にはリーマンショック前の水準まで回復した。しかし、この間にも首都圏への一極集中は進み、過疎化に伴う少子高齢化及び若年層の減少は、地域活力の低下として現れている。

また、令和2年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊

急事態宣言」が発令され、新しい生活様式の検討など新型コロナウイルスの対策も必要となっている。人口減少が進む地域の厳しい状況下では、今までにも増して、地域の特性に基づいた独自の村づくりの方向を見定め、新しい手法を開発し、果敢に実践していくことが不可欠になっている。地方の若者減少が続くなかで、人、自然、経済を“元気”にすることが、これからの村づくりの基本になるといえる。そのためには、地域の資源や可能性を徹底的に掘り起こすとともに、それらを結びつけ、有効に活用していく地域経営の能力を高めていくことが必要である。

このような現状を踏まえ「東秩父村過疎地域持続的発展計画」の策定にあたっては、国土形成計画や埼玉県5か年計画、東秩父村総合振興計画、東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略を始め、各種計画との整合性を十分考慮する。また、住民参加による行政運営を推進し、今後も引き続き生活環境や、産業基盤の整備、福祉の増進など諸事業を実施し、伝統と文化を後世に伝え、希望と安心に満ちた持続可能な村づくりを進めていく。

基本的な諸施策を次のとおり設定する。

- ① **移住・定住・地域間交流の促進、人材育成**については、令和元年度より運用を開始した移住体験施設「MuLife」や地域おこし協力隊制度を活用し、移住希望者に対してのPRを行っていくとともに、地域住民で構成する団体が実施する地域内交流や関係人口の増加につながる魅力発信に取り組む。

また、二地域居住についてもニーズに合わせ促進するとともに、定住人口の増加のための施策として、移住への受け皿となる空き家や土地の有効活用に向けた施策を展開する。

- ② **産業の振興**については、村の重要な産業である農林業の充実発展は欠かせず、自然環境を保全するうえでも、国の新しい農林業振興策を積極的に活用しながら、農業の多面的機能を理解できるように、家庭や学校、あるいはコミュニティ活動などにおいて、農林業と親しむ活動プログラムを用意するなど農林業の振興に努める。

今後、村が厳しい時代のなかで新たな未来を切り開いていくためには、若年層の定着を図ることが必要である。多様化する働き方が求められており、ワーケーション、サテライトオフィスなどの環境整備を推進する。

また、企業誘致は依然として難しい状況にあるが、村の環境に適した企業進出の受入れは積極的に推進し、雇用機会の増大に努める。

さらに、村には「和紙の里」という観光交流拠点があり、平成26年度に細川紙の「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産、平成28年度に道の駅に登録されたことを契機に、多くの観光客等が訪れるようになった。

この好機を継続させるために、和紙の里施設整備を計画的に行い、活性化

に向けた方策展開を促進する。一方では、村内各所で地域の資源や特性を生かした観光の試みが行われている。村においても、このような観光事業や、地域の持続発展に向けた施策を講じるとともに、役割を終えた分校校舎など、地域の各種施設の更なる有効活用を図り、魅力ある環境づくりに取り組む。

- ③ **地域における情報化**については、高度情報化社会に伴うインターネット等の普及により、時代に対応した行政サービスの提供等を目指し、住民ニーズに併せたＩＣＴ環境を整備し、庁内業務も含め迅速化及び最適化を図る。
- ④ **交通施設の整備、交通手段の確保**については、住民生活及び産業の基盤として重要であり、今後の村の活性化に大きく影響するものである。人口減少や高齢化が急進しているなかで、交通手段の維持・確保は不可欠であるため、村の中心部にある交通結節点のバスターミナルを中心とした交通網の構築や村道及び橋梁の維持、管理に努め、生活基盤を整える。
さらに、高齢者や子どもたちの移動手段を確保するために、路線バスや有償運送等の運営・事業等を見直し、更なる連携を図る。
- ⑤ **生活環境の整備**については、簡易水道の安定供給、合併処理浄化槽の普及を図り、安心して生活できる環境整備を構築する。
- ⑥ **子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進**については、高齢者が増えるなか、安心できる生活環境を整備するため、画一的ではなく、地域の特性に合った効率的な仕組みを編み出すことが必要であり、村民に対する介護保険制度等への理解を深め、介護などのサービスを提供できる基盤整備を促進する。
また、安心して子どもを産み、育てることのできる環境を整え、子育て支援センター等を通じ、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行うための環境整備等を行う。
- ⑦ **医療の確保**については、医療関係機関との連携やオンライン診療の活用などの医療確保対策を推進する。
また、保健師などの人員及び保健福祉施設の充実を図り、健康増進、予防活動を強化する。
- ⑧ **教育の振興**については、学校教育施設及び社会体育施設等の整備を継続するとともに、今後の児童及び生徒数の推移を見据え、小中一貫教育を視野に入れた学校教育の充実、施設環境整備等を促進する。特に国が進める「GIGAスクール構想」に掲げる児童・生徒１人１台のＰＣ端末と高速大容量

の通信ネットワークなど、学習におけるデジタルコンテンツ等の活用を推進する。

- ⑨ 集落の整備については、村ならではの優れた伝統や文化を保全し、新しい生活様式等も十分に尊重した、新しいコミュニティづくりを推進するため、住民の積極的な協働のまちづくり事業への参加を促進する。
- ⑩ 地域文化の振興等については、個性ある地域文化の保存、継承を促進し、ユネスコ無形文化遺産に登録された手漉き和紙技術を継承するため、細川紙技術者の育成事業を継続する。
- ⑪ 再生可能エネルギーの利用の促進については、住民向けの太陽光発電等の補助制度やゼロカーボンシティ共同宣言に基づく新たなエネルギー利用の促進に努める。
- ⑫ その他地域の持続的発展に関し必要な事項を実施していくものとする。

（５）地域の持続的発展のための基本目標

基本方針に基づき、達成すべき目標は以下のとおり設定する。

①人口に関する目標

「東秩父村第６次総合振興計画」策定時に再集計した人口ビジョンにおいて 2030 年の人口規模を 2,212 人規模と設定し、必要な政策を推進する。

②財政力に関する目標

○各基金総額（※財政調整基金、庁舎建設基金、公共施設等整備基金など）

	基準値 (2023)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
各基金総額※ (一般分) (単位：千円)	1,983,230	1,132,720	1,117,720	1,137,720	1,157,720	1,177,720

○４税の徴収率（※住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）

	基準値 (2023)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
徴収率（４税） ※	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%	99.6%

○ふるさと納税件数

	基準値 (2023)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
ふるさと 納税件数	212 件	228 件	233 件	239 件	245 件	250 件

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、毎年「第 6 次東秩父村総合振興計画」の評価・検証を行う際に、併せて実施するものとする。

(7) 計画期間

本計画は、令和 8 年度（2026）から令和 12 年度（2030）までの 5 年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本村では、平成 29 年 3 月に「東秩父村公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の基本的な管理方針を示すとともに、令和 3 年 3 月に「東秩父村個別施設計画」を策定し、今後の個別施設の更新時期等の見込みについて整理した。「東秩父村公共施設等総合管理計画」第 4 章「公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」のなかで、①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新等の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧フォローアップの実施方針を定め、「公共施設（建物）の更新等費用不足額（2017 年度～2055 年度）」を設定し、これを 0 にする（不足しない状況にする）ことを目標とした。

これらの方針と整合性をとりながら、公共施設の更新や長寿命化、統廃合、再配置を進めるとともに、機能的かつ効果的な公共施設の管理運営を行い、過疎地域の持続的発展に努める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

地方移住の流れを受け、当村においても移住に対する問い合わせが増加傾向にある。また、令和元年度より運用を開始した「移住体験施設 MuLife」についても、年間を通じて一定の利用がある状況である。一方、移住の受入れ先である物件情報が慢性的に不足しており、移住希望者に対して、居住場所を提供できない点が課題となっている。

また、少子高齢化の進行に伴い、地域内での働き手や地域活動の担い手の確保が困難となっており、今後住民のみならず、村外居住者の協力を得ていくことが不可欠である。協力を得るには、村を「知り」、「訪れ」、「関わる」のプロセスで進んでいくが、村を知るきっかけやPR方法に課題を抱える。

(2) その対策

- ①地域おこし協力隊制度を活用し、移住場所の確保対策を進める。
- ②他市町村や村に関わりのある「鬼太鼓座」や地域住民で構成する団体などと連携し、地域間交流の促進を図る。
- ③埼玉県が運営する「住むなら埼玉」移住サポートセンターを活用するなど、県との連携を図り、移住希望者に対する相談等を実施する。
- ④本村所有の土地を分譲等により、移住者増加に向けた取組を推進する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	1 移住体験施設管理運営事業 2 移住定住・空き家推進事業	村	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	3 地域おこし協力隊設置事業 4 魅力発信事業 5 住宅地分譲事業		

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林水産業

昨今の厳しい経済動向のなかで、第1次産業の就労者が減り、後継者不足による高齢化が進んでいる。そうしたなか、個々の自宅付近にある畑を利用した自家消費、あるいは自家消費の余分を農産物直売所に出荷する程度の農家が大半のため、大量生産などの営業的生産が難しい状況である。村内に増え続ける遊休農地の解消のために、農道や用水路等の整備、遊休農地地権者と利用者との有効活用の促進に力を注ぐ必要がある。

また、自然環境や地域特性を生かした村独自の農林業を再構築していかなければならない。

耕作地においては山間地に点在する畑が多く、また傾斜地のため生産性に乏しい。一方で、大内沢観光みかん園等には多くの摘み取り客が訪れるほか、花桃は鑑賞用花として出荷され、近年は開花の時期には多くの観光客が訪れている。生産が小規模である特性を踏まえ、観光と結び付けた事業の展開など、消費者と生産者が直接的に交流する形態の農業を振興するとともに、地域の文化や伝統を保持する役割も担う必要がある。

また、村の特産品とされる「おやき」「まんじゅう」なども、家庭や地域での調理、食習の機会が減少、特産品としての販売も危ぶまれるためその製造技術を後世に伝承するため、後継者の育成が求められる。

さらに、大型鳥獣の被害が増加しており、有害鳥獣対策が農業対策として必要不可欠であり、捕獲事業についても後継者育成を充実させる必要がある。

林業は、森林管理道を開設し、管理を積極的に実施しているが、木材価格の低迷により育林家にとっては厳しい状況にある。また、平成31年度税制改正により森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、本村では優先して整備が必要な森林に対し、森林管理の意向調査を埼玉県中央部森林組合に委託し実施している。今後は、間伐等の森林整備と木材の利用促進並びに林業の担い手の確保・育成が重要と考えられる。

近年、カシノナガキクイムシによるナラ枯れや、クビアカツヤカミキリによる樹木に対する被害が発生している。病虫害への対策も併せて進めなければならない。

水産業においては、槻川の水源にもなる沢等を利用した漁業を行っており、地域の活性化に努めている。

② 商工業

村の伝統産業は「手漉き和紙」であり、東秩父村和紙の里を中心として観光業を含めた振興に努めている。しかし、村内には家族経営等による小規模な工場が多く、村の経済基盤となるべき地場産業全体は減少傾向にある。また、近年、近隣自治体に大手自動車工場が進出したが、本村には誘致できる条件が整っておらず企業誘致は進まない状況である。

村内の商店は、食料品などが中心である。近年は近隣自治体への大型店の出店に伴い、村内で買い物をする人が減少しており、商店数も減少傾向にある。一方、交通手段を持たない高齢者は、買い物をするのが困難な状況である。

さらに、村の商工業の要となるべき東秩父村商工会は、会員の高齢化により事業継続が難しく、事業の縮小をせざるを得ない状態となっているため、組織強化を図り、経済力・情報発信力を高めるなど、行政と連携を深め、事業の充実を図る必要がある。

また、ITの進展やサテライトオフィスでの地方進出、テレワーク等の多様化する勤務形態に対応しつつ、新規開業者及び開業希望者に対しての支援充実を図る必要がある。

③ 観光またはレクリエーション

細川紙の紙漉きの技術を保存・継承するとともに、今に生きる文化として育てようと建設された「東秩父村和紙の里」は、平成26年度「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、平成28年にリニューアルし、村の観光拠点として道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」となった。継続的な事業展開と道の駅になったことによるPR効果により、村の一大観光拠点として、多くの観光客が訪れている。しかし、施設整備において、駐車場が分散していることに伴う混乱・混雑などの課題や更なる施設強化の必要性等、今後も施設整備が必要な状況である。その他にも、村内には「白石キャンプ場」「秩父高原牧場」など、多くの観光資源がある。また、みかん園などの観光農園や花桃の郷などにも多くの観光客が訪れている。二本木峠のツツジ、新たに桜やアジサイなどが植栽され、地域住民による花の名所づくりも盛んである。

しかしこれらの花の名所は、道路、公衆トイレ、板・サイン板などといった基盤が未整備のため、観光客が集中する時季には交通渋滞を招くなどの課題がある。今後は、より多くの来訪者を迎えるために基盤整備を進めるとともに、管理組織の設置、観光客を受け入れる際の接遇の向上など、地域住民と行政の協働で観光資源として活用するための取組やSNSを活用した観光のPRを行っていくことも必要である。

また、宿泊施設や魅力的な飲食店、土産品が少ないなど観光客の流入が地元経済の活性化に結びついていないのも現状である。

(2) その対策

① 農林水産業

・遊休農地の解消

耕作放棄される農地は年々増加する傾向にあるが、有効な対策が講じられているとはいえない。今後は農業委員会を中心とし、効果的な遊休農地解消事業を展開する。また、遊休農地化に歯止めをかけるため、農作業の効率化や農地の集約化を目指して農道や用排水路などを整備する。また、遊休農地地権者と利用者とのマッチングを推進することにより、農地の有効活用を促進する必要がある。

・農業経営の強化

担い手不足を解消するために、団塊の世代とU・Iターン者、退職者等の就農を視野に入れ、対象者向けの農業研修プログラムを促進する。栽培技術の向上及び消費者の求める農作物の選定、作付けを行うことで、農業への新規参入者の増大を図る。

・病虫害被害の防除

農林資源や公共施設、観光資源等における植物の病虫害被害を防ぐため、防除等の対策を実施する。

・森林の整備・管理

災害の未然防止の観点から治山事業を推進し、森林の保養機能を活用するために、森林散策路の整備をはじめ、森林と親しめる環境づくりに取り組む。

・解体処理施設建設に向けた取組

猟友会会員の負担軽減や今後の猟友会存続のため、大型有害鳥獣解体処理施設整備等の施策により、猟友会会員の負担軽減を図るとともに、狩猟免許や講習会の補助の創設、新規会員の積極的募集を展開する。

また、猟友会並びに大型有害鳥獣解体処理施設の充実が図られた場合には、ジビエ料理の提供や加工品の製造・販売等にも取り組む。

② 商工業

・地場産業活性化と企業支援

伝統産業である手漉き和紙産業のほか、地場産業者の事業継続を支援しつつ、商工会の組織強化に努め、経営指導力、情報受発信能力を高めるとともに、各種融資制度や会員・企業に関する情報提供力を強化し、企業を支援する。

・魅力ある新規開業に向けた取組

田舎開業やサテライトオフィス、テレワークなど、多様化する働き方に対応した場所の確保、それに対する支援の充実を図る。

③ 観光またはレクリエーション

・観光施設の機能充実

本村の中心的な観光施設である道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」の活性化を図るため、施設整備を進め、村の生活の拠点として強化する。

また、「和紙」を中心とした特産品・土産品などの種類を増やし、販売のネットワーク化、継続的な観光イベントを行うなど、一体型の観光施設を目指す。

さらに、観光トイレや案内板・サイン板、ヤマメの里親水公園、ハイキング道の整備を行うことで、観光客が気兼ねなく観光できるよう満足度の向上を図る。

・村のPR活動の推進

観光パンフレットの配布やSNS活用などによる効果的なPR活動を行い、村の知名度の向上を図る。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
産業の振興	農 業	1 中山間地域等直接支払事業	村	
		2 有害鳥獣対策事業		
		3 遊休農地解消事業		
	林 業	4 農産物病虫害防除等対策事業		
		5 森林環境譲与税事業		
		6 森林管理道整備事業		
		7 森林病虫害被害対策事業		
	商 業	8 伝統地場産業継承支援		
		9 商工会経営推進		
	観光またはレクリエーション	10 和紙の里施設整備事業		
		11 観光トイレ等施設整備事業		
		12 親水公園等施設整備事業		
		13 ハイキング道整備事業		
		14 案内板・サイン板等整備事業		
		15 観光協会補助事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」産業観光系施設、林道、林道橋梁における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

① ICTの推進

高度情報化社会に伴うインターネット等の普及により、時代に対応した行政サービスの提供が求められている。新しい技術動向や国によるマイナンバー制度をはじめとする施策を注視し、住民ニーズに併せ、ICT環境を充実する必要がある。

② 情報通信に関する業務継続計画

近年、従前では考えられないような自然災害が発生しており、今後情報システムを安定的に利用するため、災害発生時の対策が必須となる。令和4年度に策定した「ICT-BCP」に基づき、災害対策を進める必要がある。

(2) その対策

① ICT環境の充実

国の動向を注視し、庁内業務の迅速化及び最適化の推進を図ると共に、他自治体と町村情報システムを共同化し、コストや実用性のバランスを考慮し、推進する。

② 業務継続計画の継続的な見直し

ICTを取り巻く環境は急速に変化し、様々な対策が必要なことから、継続的な計画の見直しを実施する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域における 情報化	その他	1 ICT推進事業 2 町村情報システム共同化	村	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 県道・村道・森林管理道

村内には、熊谷小川秩父線、坂本寄居線、三沢坂本線の3路線の県道が通っている。

県道については、改良が進んでいない箇所も多く、県に要望し徐々に整備が進んではいるが、予算の制約から進捗に時間がかかっている。

村道・森林管理道については、改良・舗装整備等を進め適宜修繕を行っており、早急な対応に努めているが、歩行者の安全確保に留意した整備や雨水による舗装・路盤劣化防止のため、側溝流入確保などについても進める必要がある。また、老朽化が進む橋梁の安全性の確保と利便性が求められており、維持管理・改修費用の抑制のため、計画的かつ予防的な対応も必要である。

② 道路維持管理機器等

各集落とも高齢化率が高くなっていることや、人手不足等により冬期における除雪作業が困難となってきている。本村の主な交通手段は、バス・自動車といった道路状況により左右されるものであり、降雪時の早期対応が求められている。即応性を高め、将来を見据えた除雪体制を確保する必要がある。

③ 交通機関

本村での主要な交通機関は、道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」のバスターミナルを中心とした小川町駅と寄居駅へ乗り入れている路線バスと、NPO法人ふれあいやまびこ会により運営されている交通空白地有償運送を実施している。公共交通は、通学や通勤、通院などの日常生活における移動、観光スポットへのアクセス手段としても重要な役割を果たしている。観光客や通勤・通学に伴う利用により路線バス利用者は増加傾向にあるが、人件費や燃料費の高騰により、村の財政負担が増大しているほか、運転手不足による路線バスの減便も生じている。今後は、地域の実情に応じた持続可能な交通網の形成に努める必要がある。

(2) その対策

① 県道・村道・森林管理道

・村道・林道の整備・管理及び県道の整備促進

生活に密着した道路を中心に、舗装修繕や排水施設等の機能改善など、快適で安全な舗装道路を確保するための整備・管理を行う。

県道については、未改良箇所や歩道未設置箇所の整備促進を県に要望する。

また、未登記路線については、地籍調査事業により解消を図る。

・森林管理道

既存の森林管理道の管理体制を強化し、快適で安全な舗装道路を確保するための整備・管理を行う。

・村道 1-1 号（槻川西）線の整備促進

道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」の建設に伴い、交通量が大幅に増加した箇所であり、小中学校の通学路として指定されている該当区間の歩道及び水路の整備を行う。

② 降雪時の即応性確保

村道・森林管理道の除雪による冬期の円滑な交通の確保のため、除雪車を更に整備し除雪体制の充実を図る。

③ 交通機関

・公共交通の維持・確保及びサービス強化

路線バスの現状の利用者数を可能な限り維持し、財政負担を考慮しながら、路線の維持を図るとともに、交通空白地有償運送と連携し、路線バスではカバーできない部分に対応する。また、運転免許証返納者に対する施策を展開する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
交通施設の整備、 交通手段の確保	(1)村道・林道 道 路	1 村道1－1号（槻川西）線 L=420m 他村道・森林管理道の 改良・改修	村	
	橋 梁	2 橋梁補修設計・工事		
	(2)道路整備機器等	3 除雪車両調達		
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業	4 公共交通対策事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」道路、橋梁における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

飲用水を安定供給するために、昭和 38 年に簡易水道施設が安戸（帯沢・入山）に整備された以後、村内各地の浄水場を整備してきた。耐用年数は 40 年とされている水道管の老朽化が進んでおり、改修が必要である。また、浄水場等の施設数が多く、その維持管理に必要な経費が増えていくなか、人口減少に伴う給水量減少により、収益も減少しているため、施設の統合や廃止等を踏まえ、効率的な施設の再構築が必要となっている。

② 環境衛生

生活排水処理については、平成 15 年度から合併処理浄化槽促進事業を展開し、自然環境の配慮、河川の浄化を促進しており、令和 6 年度末現在 367 基（公共施設含む）の設置に至っている。事業導入当初は年間 40 基以上の設置をしていたが、年々減少傾向にある一方で、浄化槽の経年劣化等による修繕費増大の抑制や長寿命化の検討が不可欠になっている。

ごみ処理に関しては、本村他、小川町、嵐山町、滑川町、ときがわ町により構成される小川地区衛生組合により行われているが、施設の老朽化により、可燃ごみの処理について民間業者への委託を実施している。

また、森林管理道等へのごみの不法投棄は無くならない状況であり、法による規制強化、地域住民への協力要請、不法投棄監視員による監視活動を継続し、不法投棄の未然防止と不法投棄されている廃棄物の撤去などの対策を図る必要がある。

③ 消防防災・救急

近年各地で地震、台風、河川の氾濫などの自然災害が多発しているなか、令和元年度に発生した台風 19 号では、本村においても多くの被害をもたらした。このような予測が難しい危機に対応するためには、日頃から村民一人ひとりの意識を向上するとともに、災害などの危機に負けない村づくりを推進する必要がある。そのため、災害時の応急活動体制について、「東秩父村地域防災計画」に基づいた体制づくりを進め、計画に基づく防災訓練や災害発生時の避難場所の確保、さらに災害発生時の住民に対する情報配信等も求められる。

また、常備消防として比企広域市町村圏組合により、小川消防署東秩

父分署が設置され、非常備消防としては、東秩父消防団が組織されている。消防機能の維持、充実に図るため、施設や車両等を計画的に更新する必要がある。地域の防災活動を担う消防団は、自営業者を中心に組織づくりに取り組んできたが、近年自営業が衰退し、村外からの在勤の団員の占める割合が多く、村内の消防活動は厳しい状況である。

団員確保には、活動のあり方や負担の軽減を改めて検討するとともに、人口減少や時代に即した組織となることが求められる。

(2) その対策

① 水道施設

・ 西地区老朽管更新工事

村の西地区に位置する、白石浄水場水系朝日根地区の老朽管を更新し、多発している地盤滑動や老朽化が原因とみられる漏水を防ぎ、水道水の安定供給を図る。

・ 東地区老朽管更新工事

安戸、御堂、奥沢地区の老朽管を更新し、多発している老朽化が原因とみられる漏水を防ぎ、水道水の安定供給を図る。

・ 白石浄水場、帯沢浄水場、清正公山浄水場等整備

老朽化が進んでいる3つの浄水場における取水施設及び浄水施設等の再整備を行う。老朽化した施設による効率的な水道水の供給・運営を行うため、その他浄水場施設の統合、廃止も計画的に取り組む。また、安全な生活用水を安定供給するため、浄水場ごとの水質検査の継続と施設の維持管理の充実に図る。

・ 専用回線更新工事

水道施設を常時監視するため、各施設に遠方監視システムを設置しているが、一部施設は施設間における通信方法が専用回線（アナログ回線）のままである。専用回線（アナログ回線）は令和11年3月31日にサービスを終了する予定のため、施設間通信方法を光回線へ更新し、遠方監視システムを継続することで安全な生活用水の安定供給を維持する。

・ 簡易水道の分散型システム検討・整備

水道施設の統廃合を検討するなかで、人口減少が深刻な本村の現状を考慮し、浄水場から各家庭に配水する方法だけでなく、各家庭・地域に濾過機、浄水機等の機器を設置する分散型システムの導入についても検討し、簡易水道事業の長期的継続を図る。

② 環境衛生

・合併処理浄化槽の設置促進

河川の水質の保全や生活環境を守るために、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用中の家庭を対象に個別訪問を行い、合併処理浄化槽転換促進の啓発等を促進する。

・ごみ減量対策等の推進

環境に配慮した循環型社会の構築を目指して、地球環境に負荷を与えない村づくりを行う。特に、高齢者の多い村全体で取り組める施策として、分別収集の徹底、見守り訪問を兼ねた高齢世帯への戸別回収の実施、資源物回収の新規開拓等を実施し、リデュース・リユース・リサイクルの推進に努め、環境保全を図る。

③ 消防防災・救急

・災害に対する備え及び危機管理体制の充実

多岐にわたる災害発生に備え、迅速かつ的確に対応するため、防災体制、防災備蓄、避難所等の整備の充実強化を目指す。

また、災害時に必要な防災情報が配信できるよう再整備を図るとともに、避難所、ハザードマップ等の見直しを行い、周知を図る。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	1 西地区老朽管更新工事	村	
		2 東地区老朽管更新工事		
		3 白石浄水場・配水場整備工事		
		4 帯沢浄水場整備工事		
		5 入山浄水場解体工事		
		6 清正公山浄水場取水口整備工事		
		7 専用回線更新工事		
		8 簡易水道の分散型システム検討・整備		
	(2)下水処理施設 その他	9 企業会計他事業		
		10 一般家庭への 合併処理浄化槽の普及		
		11 浄化槽市町村整備事業		

	(3)消防施設	12 地域防災対策 (地震・台風等災害対策)		
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業	13 防災情報配信システム 拡充・検討 14 防災無線管理事業 15 常備消防費負担事業 16 非常備消防費負担事業 17 斎場特別会計負担金	一部事 務組合	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」行政系施設、公営住宅等、医療施設、供給処理施設における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健、福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て支援・児童福祉

本村の出生数は、平成 26 年以降 10 人前後で推移し、合計特殊出生率は平成 26 年には 1.06、平成 27 年以降は 1.00 を下回り、平成 30 年は 0.74 となり、国や埼玉県より低い値で推移している。安心して子どもを生み育てていくためには、経済的安定が不可欠であり、子育てに伴う経済負担の軽減を図ることが求められる。そのようななか、低年齢児及びその保護者等の集いの場や相談を行う子育て支援センターを、令和 6 年度から城山保育園内に移設し、子育て世代包括支援センターとして運営し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っている。

また、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、安心・安全に過ごせる場を確保するため、平成 30 年度から公営となった「和紙の子児童クラブ」について、利用児童の状況など、小学校と運営団体との情報交換や連絡調整を積極的に行い、子育てに関する不安や悩みの解消に努める必要がある。

なお、子育て支援の拠点となる城山保育園、学童保育施設の建物は耐用年数を超過しているため、施設整備についても併せて検討する必要がある。

② 高齢者等の保健・福祉

令和 2 年国勢調査による本村の高齢者の割合は 46.55%であり、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降は、更に高齢者の割合が上昇していくと推測される。また、ひとり暮らしの高齢者や寝たきり、認知症高齢者等、今後ますます増加する傾向にあり、高齢者の見守りや高齢化に伴う介護需要の増加を踏まえ、これまで以上に介護保険制度を自らのことと捉え、行政はもとより、村民や地域、各関係機関等と協働して、地域に即した事業を包括的に提供する「地域包括ケアシステム」の更なる充実が必要になってくる。

また、本村の「老人クラブ」の会員数が減少し、活動自体も縮小しているなか、団塊世代の退職に伴う元気な高齢者の増加も見込まれることから高齢者のボランティア活動及び教育・啓発活動といった社会活動への推進を行い、老人クラブ及びシルバー人材センターの加入促進による高齢者の社会参加を促進する必要がある。

(2) その対策

① 子育て支援・児童福祉

・保育園園舎及び学童保育施設等の充実

こどもたちが健やかで幸せな生活が送れるように、子育て環境や施設の整備を図り、生活実態に即した保育体制の見直し、施設の改善等保育環境の充実に努める。

また、耐用年数を超過している園舎及び学童保育施設については、長寿命化や施設一体型の小中一貫校への併設・移設も検討する。

・子育て世帯への負担軽減

児童の健全育成と安全を確保するため、「放課後児童健全育成事業」を推進するとともに、「和紙の子児童クラブ」の活動支援や出産祝い金、出産・子育て応援補助金、こども医療費支給等により、経済負担軽減を図る。

また、子育て支援センター及びこども家庭センター（令和8年度開設予定）において、相談や情報交換、親子の交流等を促進し、安心して子育てができるような地域を目指す。

② 高齢者等の保健・福祉

・高齢者福祉の充実

単身高齢者等の安全を確保するために、緊急通報システムの設置を推進し、多方面からの支援ができるシステムの構築を目指すことや介護保険制度の理解を深め、介護サービスを必要とされる方に適切なサービスを提供できるよう持続可能な制度の運営を目指す。また、高齢世帯や単身世帯が、安心して生活できる環境を整備するため、高齢者向け配食サービスに対する補助を継続するとともに、移送サービス等、さまざまな生活支援策を追求する。

さらに、老人クラブの体制強化や社会福祉協議会、シルバー人材センターの充実に努める。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
子育て環境 の確保、高齢 者等の保健、 福祉の向上 及び増進	(1) 児童福祉施設 保育園 学童保育施設	1 保育園園舎整備事業 2 学童保育施設整備事業	村	
	(2) 保健福祉施設	3 保健センター施設管理事業		

	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	4 配食サービス 5 買い物支援 6 老人クラブ・社会福祉協議 会への補助		
--	-----------------------	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」子育て支援系施設、保健・福祉施設における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 医療の確保

村内唯一の診療所が平成 26 年 12 月で閉所し、無医村状態が 10 年以上続いており、村民は近隣の医療機関へ通院している。今後村民への医療サービスをどのように確保するか、関係機関と検討する必要がある。

また、こども医療費拡充などを行ってきたが、これからも医療費負担の軽減を図るための支援が求められている。

(2) その対策

① 医療確保対策の推進

医療関係機関との連携を深め、医療の確保と救急体制の充実を図る。保健センター機能を充実させるとともに、医師会や保健所との連携を深め、医療情報の提供により、村民の健康づくり事業等を推進する。

こども医療費拡充について、現在では高校 3 年生までを無料化対象としており、地域生活の支援と更なる福祉の向上を図る。

また、医療関係機関との連携やオンライン診療の活用などの医療確保対策を推進することや、保健師などの人員及び保健福祉施設の充実を図り、健康増進、予防活動を強化する。

(3) 事業計画（令和 8 年度から令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
医療の確保	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	1 こども医療費支給 (高校生までの医療費無料化) 2 医療確保対策	村	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 教育環境

児童数の減少に伴い、平成 22 年度に白石及び大内沢分校、平成 24 年度に東及び西小学校が廃校となり、現在開校しているのは槻川小学校と東秩父中学校のみである。将来的にも児童生徒数は減少する見込みであり、2050 年には小中学校合わせて 30 人程度まで減少することが予想されている。

現在、保護者の経済的な負担軽減を図るため、給食費の無償化をはじめ、小中学校の卒業アルバムの全額補助や中学校修学旅行費の一部補助に取り組んでおり、家庭の状況やこどもの状態を見ながら、経済的な心配をすることなく、児童・生徒が安心して通学し、学ぶことのできる教育環境を引き続き、維持することが重要である。

また、小中学校における通学路の安全確保については、スクールガードが下校時に見守り活動を行っているが、担い手の人材確保が課題となっている。児童・生徒の登下校時等の安全を確保するために、家庭・地域と連携した防犯・安全体制を維持することが必要である。

② 学校教育等

少子高齢化や過疎化に伴い、本村の児童・生徒数は減少傾向にあり、学校の小規模化が進んでいる。

そのようななか、本村では教科支援員等を配置し、児童・生徒一人ひとりに対するきめ細やかな教育を実践しているが、担い手の人材確保が必要となっている。

また、国が進める「G I G A スクール構想」により整備した、児童生徒 1 人 1 台の P C 端末を活用するために、指導力の向上が重要となる。

③ 集会施設、体育施設、社会教育施設

昭和 56 年度に整備された「コミュニティセンターやまなみ」に公民館と図書館を併設し、社会教育の拠点としている。村内には代替え施設がないことから、今後も機能として存続させる必要があるが、内壁外壁のひび割れや雨漏りの発生など施設の劣化が著しく、耐用年数も近い。

屋外運動施設であるふれあい広場は、平成 12 年度に整備され、野球を中心に多くのスポーツの場として利用されている。また、平成元年に整備されたテニスコートは、平成 26 年度に全天候型に改修された。なお、村内には総合体育館がないため、各学校の体育館を利用し活動している。村民の幅広いスポーツ活動の場を提供するため、既存のスポー

ツ施設の適正な維持管理に努め、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくりが必要である。

④ 生涯学習

実務や専門的知識を身につける各種講座・教室等を開催しているが、村民のニーズを適切に把握し、事業の拡充を図る必要があるとともに、幅広い年齢層の参加の促進が課題に挙げられる。

(2) その対策

① 教育環境・施設等

・教育環境

本村の児童・生徒ができるだけ多くの人と関わる機会を生み出すため、小中学生と一緒に生活する場として再編し、可能な限り早く開校できるように努める。

・小中学校校舎等の施設整備

施設の老朽化対策として、小中学校の各種改修・補修を予防的かつ計画的に実施し、児童・生徒が安全に学習できる教育環境が整備された状態を目指すとともに、児童・生徒の減少対応として、東秩父村立小・中学校あり方検討委員会答申書を踏まえながら、小中一貫校として再編するよう推進する。合わせて学校給食協同調理場についても、適切に改修・補修等を実施する。

また、教育内容に応じた教具・教材の整備やＩＣＴ設備の充実を図る。

② 学校教育等

・生きる力を伸ばす教育の推進

教科支援員等を適正に配置し、一人ひとりの理解度に応じた教育指導や、児童・生徒の心理及び福祉に関する支援を行う。

また、教育相談体制の充実を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及びさわやか相談員を適正に配置し、効果的な活用を推進する。

なお、「ＧＩＧＡスクール構想」に向け整備した通信環境やＰＣ端末等を適切に管理し、校内での職員研修等を充実させる。

③ 集会施設、体育施設、社会教育施設

・ふれあい広場の環境整備

村民のための地域スポーツ拠点であるふれあい広場の整備充実を図り、健康づくりとスポーツを楽しむ活動の中心として機能を強化する。

・その他体育施設等の環境整備

学校施設をスポーツ団体が利用するため、今後とも村民に広く開放することで、生涯スポーツ活動の充実を図る。

また、安全なスポーツ活動を推進するため、既存スポーツ施設の適正な維持管理とともに、LED化と必要な施設の改修を行う。

・公民館・図書館機能の充実

コミュニティセンターやまなみ内に併設されている公民館・図書館について、他の施設との集約化を含め検討した結果、新庁舎建設事業として新庁舎に集約化を行う。併せて住民ニーズに対応した機能の充実を図る。

④ 生涯学習

・生涯学習活動の推進

住民ニーズを踏まえた幅広い分野と専門的な内容の公民館講座や教室等を開催し、成果を発表する機会の提供により、生涯学習の推進を図る。

併せて地域の人材を活用し、指導者の育成、また、情報発信方法を改善し、参加者の増加を目指す。

また、活動支援の充実と指導者の育成については、公民館講座等からサークル活動へとスムーズに移行できるように支援する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連 施設 校舎 屋内運動場 (2) 集会施設 体育施設 社会教育施設 (3) 過疎地域持続的 発展特別事業 (4) その他	1 小中学校施設等管理及び整備 事業 2 学校給食協同調理場管理及び 整備事業 3 登下校支援 4 ふれあい広場の環境整備事業 5 各種施設整備事業 6 公民館等整備事業 7 コミュニティセンター整備 事業	村	

		8 図書館整備事業 9 教科支援員配置 10 学校給食無償化事業 11 ICT・GIGA スクールの推進 12 複式学級・小中一貫校再編		
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」村民文化系施設、スポーツ系施設、学校教育系施設における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

① 自治振興

人口減少や高齢化が進み、商店や診療所など、日常生活に必要なサービスが身近な地域から徐々に失われている。また、生活環境が地域によりさまざまで、特に公共交通には不便さを感じ、地域の未来を受け継ぐ若者がいなくなり、コミュニティが失われる不安が広がっている。

そのようななか、平成24年度に、各行政区単位における「地域づくり計画」を策定し、平成25年度以降、この地域づくり計画に沿った事業を展開し、村民が一体となり、自らの地域における課題解決及び、地域活性化に取り組み、令和5年度からは「協働のまちづくり事業」として各地域でさまざまな事業を行っている。今後も、地域住民の自主性や地域の個性を十分に尊重しつつ、行政として適切な支援を行う必要がある。

(2) その対策

① 自治振興

・協働のまちづくり計画に基づく事業への支援

現行の協働のまちづくり事業を、これまでの実績や意見をもとに継続し、自ら地域の問題解決を図る事業を財政・人材面から支援する。

また、協働のまちづくり事業などの参加者固定化により、一部参加者に負担が集中している状況を是正し、より多くの住民や村外の方の協力を得ていくよう推進し、住民の提案等に基づく事業を推進する。

・コミュニティ活動への支援

地域防災、地域福祉等を視野に入れた地域住民のコミュニティ活動を積極的に支援する。同時に固定化している地域活動、役員の役割等の見直しを進め、必要に応じて活動団体の整理・統合を行っていく。

・集落再編整備への取組

人口減少が進むなか、住民ニーズに合わせたコミュニティ施設等について、統廃合を含め、検討する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
集落の整備	(1)過疎地域集落 再編整備	1 協働のまちづくり事業 2 地域活動支援事業	村	

1 1. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化財

指定文化財は、現在 70 件を有しているが、老朽化が進行しているものもあり、今後の保存・管理体制の構築が課題であるとともに、未指定文化財の調査により、村指定文化財の追加指定を検討する必要がある。

② 地域文化の伝承

本村にある獅子舞、神楽、神送り等の地域に根差した民俗芸能や年中行事を継承している保持団体に対して活動費の補助を行い、保護、育成を図っているが、少子高齢化による後継者不足により、継承が困難な状況にある。

また、平成 26 年度にユネスコ無形文化遺産に登録となった手漉和紙技術について、本村在住の細川紙技術者協会正会員は 0 名で、後継者の育成が急務となっている。本村で培われてきた手漉き和紙技術を継承し、細川紙技術者の後継者を育成・支援するため、平成 29 年度より 3 年間、細川紙・大河原和紙技術者研修生支援事業（以下「支援事業」）を実施した。2 名の研修生が、3 年間の研修で紙漉きの基礎技術を学び、研修修了後には細川紙技術者協会へ研修員として任用されるとともに、本村に居住し、技術向上に励んでいる。令和 2 年度からは、2 名の研修修了者に対し、細川紙技術者協会正会員となること及び更なる技術向上を目指す、本村の伝統的な手漉き和紙技術である細川紙技術者の継承者育成を目的とした細川紙・大河原和紙技術者研究生支援事業を展開し、助成金を交付している。

今後も細川紙技術者の育成を推進するため、課題となっている次期支援事業実施計画の策定や指導者の確保、施設整備等に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 文化財

・文化財等の保存・活用・継承

地域の民俗芸能や年中行事である獅子舞、神楽、神送り等の伝統文化は地域文化の振興のほかに、青少年育成などの教育面からも重要な資源であり、継承に向けた保存・活用に努め、発表の場や機会の提供、参加の促進により、地域の暮らしに根ざした地域文化の振興を図る。

指定文化財に関しては、既存の収蔵庫の整備や新たな収蔵庫の設置も検討し、適正な管理に努めるとともに、地域住民に文化財を身近に感じ、

理解と認識を深めるため、指定文化財の標柱・説明板設置等を計画的に進める。

また、県指定有形民俗文化財細川紙紙すき家屋など主要な文化財については、優先的に修繕等を行い保存に努める。

② 地域文化の伝承

・細川紙技術者の後継者育成の推進

細川紙技術者協会及び関係機関と連携し、支援事業修了者が協会へ速やかに任用され、早期に正会員となる環境整備や研修生及び研究生の指導者確保に取り組むとともに、和紙研修施設の整備も検討し、次期研修生を育成できる環境を構築する。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	1 紙すき家屋屋根修繕工事 2 文化財施設整備事業	村	
	(2) 地域文化の伝承	3 和紙研修施設改修工事		
	(3) 過疎地域持続的発展 特別事業	4 細川紙・大河原和紙技術者 研修生、研究生支援事業		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合性

本計画では、「東秩父村公共施設等総合管理計画」に掲げる施設類型「第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」村民文化系施設、産業観光系施設における方針との整合性を図りながら適切に実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

① 自立可能なエネルギーシステムの構築

本村では、役場庁舎に太陽光パネルを設置したことやEV（電気自動車）の充電スタンドを道の駅「和紙の里ひがしちちぶ」に設置している。今後、次世代エネルギー設備の導入が進んでいくことが予想されるなか、自立可能なエネルギーシステムの構築等や村内環境を考慮し、既存の村民向けの住宅用太陽光発電の補助制度についても見直しや検討の必要がある。

② カーボンニュートラル

ゼロカーボンシティ共同宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素の排出量実質0を目指す。

(2) その対策

① 自立可能なエネルギーシステムの検討

定置用蓄電池等を用いて、太陽光発電システムと併用し、災害や停電などの非常用電源やライフラインとして、活用を検討する。

② 住宅用太陽光発電の補助制度の促進

既存の住民向けの補助制度の見直し及び検討を行い、環境に配慮した事業の推進を行う。

(3) 事業計画（令和8年度から令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
再生可能エネルギーの 利用推進	(1)その他	1 自立可能なエネルギー検討事業 2 カーボンニュートラル事業	村	

1 3. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

① 地籍調査事業

高齢化の進行や転出者の増加に伴い、田・畑・山林などに人の手が入らなくなり、不在地主も増えつつある。土地利用の安定と正確な管理を行うため、平成 26 年度に地籍調査事業計画を策定し、平成 28 年度から事業を実施している。近年、国の財政事業が厳しいなか、補助金については要望に対し全額確保はされていない状況である。

筆界の確認については、人証や物証に基づき確認することが重要であるが、相続されていない土地や土地所有者の転出等により、資料収集に不測の日数を要している。また、山林の荒廃も進んでおり、年々筆界が不明瞭化し、事前調査の進捗にも影響を及ぼしている。

地籍調査は長時間を要する事業であるが、土地は多岐にわたり村づくりの基礎となるものであり、今後とも計画的に事業を推進し、早期完了に努め、その成果を多様な分野で活用していく必要がある。

② 公共施設の維持管理

人口減少や少子高齢化が進行し、今後厳しい財政状況が予想されるなか、公共施設等を適正に維持管理、運営していくためには、莫大な費用を要するとともに、著しい老朽化により、多くの更新や改修・建替需要の増大が予想されている。

こうした状況に対処するため、公共施設等の全体的な状況を総括的に整理・分析し、将来推計人口や住民ニーズ、将来にわたる維持管理、更新といった経費の見込み、中長期的な財政状況などの課題を整理しつつ、本村にとって必要な施設を選択し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、再配置を含めた「新しく造ること」から「賢く使うこと」を念頭に、実情に適した公共施設等の最適な配置及び効果的・効率的な活用を実現していくことが求められている。

(2) その対策

① 地籍調査事業

・地籍調査事業の推進

地籍調査を実施するための人員確保や専門的な知識を補うため、国土調査法第 10 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省令で定める要件に該当する法人に対して、工程管理や検査等を含めて一括して委託し、受託した法人が主体的に事業を実施しており、32 年間での事業完了を目標とした地籍調査事業計画により、計画的な推進を図る。

② 公共施設の維持管理

・新庁舎建設を含めた公共施設のマネジメント

令和３年３月に策定した「東秩父村公共施設個別施設計画」に基づき、築５５年を経過している役場庁舎の建て替え等の施策を実現させ、村の財政負担を軽減するとともに、住民にとって使いやすく安全な公共施設運営を目指す。

（３）事業計画（令和８年度から令和１２年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(1) 過疎地域持続的 発展特別事業	1 地籍調査事業 2 公共施設維持管理事業 3 庁舎建設事業	村	

東 秩 父 村 過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業

事業計画（令和８年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 移住・定住・地域間交 流の促進、人材育成	地域おこし協力隊設置事業	村外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、地域力の維持及び強化の担い手となる人材を確保することを目的とする。	村	
	魅力発信事業	本村の認知度向上を目指し、友好都市協定を結んでいる千葉県長生村との交流事業や村に関わりのある「鬼太鼓座」の連携などを通じて、村の魅力を発信する。		
	住宅地分譲事業	本村が所有する移住促進用の土地を分譲し、移住者増加に向けた取組を行う。		
5 交通施設の整備、交通 手段の確保	公共交通対策事業	路線バスの現状の利用者数を可能な限り維持し、財政負担を考慮しながら、路線の維持を図るとともに、空白地有償運送と連携し、路線バスではカバーできない部分に対応する。また、運転免許返証納者に対する施策を展開する。	村	
6 生活環境の整備	防災情報配信システム 拡充・検討	全世帯に配布している防災情報タブレットシステム等の災害時に必要な防災情報が配信できるよう拡充を図るとともに、避難所、ハザードマップ等の見直しを行い、周知を図る。	村	
7 子育て環境の確保、高 齢者等の保健、福祉の 向上及び増進	配食サービス	高齢者等に対し、週５回の配食サービス１回８８０円のうち６３０円を補助する。高齢者等の食生活の安定・充実が図られるとともに、訪問することにより、情報交換や相談の場としても活用される。	村	

	買い物支援	NPO法人ふれあいやまびこ会による福祉有償運送事業での障がい児（者）に対して助成を行う。1時間当たり費用2,850円のうち2,550円を補助し、自己負担は300円で利用できるようにすることにより移動困難な障がい児（者）の生活支援を行う。	村	
	老人クラブ・社会福祉協議会への補助	高齢者世帯や単身高齢者世帯が、安心して生活できる環境を整備するため、高齢者向け配食サービスに対する補助を継続するとともに、移送サービス等、さまざまな生活支援策を追求する。さらに老人クラブの体制強化や社会福祉協議会、シルバー人材センターの充実を図る。	村	
8 医療の確保	こども医療費支給	こども（0歳～18歳）の医療費の一部負担金を助成することにより、適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図る。	村	
	医師確保対策	村内唯一の診療所が、平成26年12月で閉所となり「無医村」となっているため、医療関係機関との連携を深め、医療体制の確保と救急体制の充実を図る。	村	
9 教育の振興	コミュニティセンター整備事業	村の活性化や村民活動をサポートするため、村民同士の交流の場、集いの場を確保する。整備にあたっては、複合化・集約化による財政負担軽減や異なる施設間の相乗効果（利便性の向上、賑わいの創出）を考慮した施設とし、住民満足度の向上を図る。	村	
	図書館整備事業			
11 地域文化の振興等	細川紙・大河原和紙技術者研修生、研究生支援事業	平成26年度にユネスコ無形文化遺産に登録となった手漉和紙技術の継承のため、細川紙技術者協会及び関係機関と連携し、支援事業修了者が協会へ速やかに任用され、早期に正会員となる環境整備や研修生及び研究生の指導者確保に取り組むとともに、和紙研修施設の整備も検討し、次期研修生を育成できる環境を構築する。	村	

13 その他地域の持続的 発展に関し必要な事 項	地籍調査事業	地籍調査担当職員の配置や業務委託を活用し、地籍調査を進め、土地の筆界を明確にすることにより、土地利用の促進を図る。	村	
	公共施設維持管理事業	令和３年３月に策定した「東秩父村個別施設計画」に基づき、公共施設の管理等を実現させ、村の財政負担を軽減するとともに、住民にとって使いやすく安全な公共施設運営を目指す。	村	
	庁舎建設事業	築 55 年を経過している役場庁舎の建て替え等の施策を実現するため、新庁舎建設委員会等で協議・検討し、住民の利便性向上を図る。	村	

東秩父村過疎地域持続的発展計画

初 版：2021 年 12 月発行（令和 3 年度 12 月定例議会議決）

第 二 版：2023 年 1 月変更

第 三 版：2025 年 4 月変更

第 四 版：2026 年 3 月変更

発行・編集：埼玉県東秩父村（企画財政課）

〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

Tel：0493-82-1254（企画財政課直通）

Fax：0493-82-1562